

令和8年7月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年7月24日（金）

午後1時10分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 山尾 成敏		3 番 瀬川 常信
4 番 岩永 和美	5 番 牛嶋 哲也	6 番 田嶋 隆
	8 番 三岳 勇	9 番 吉田 節子
10 番 岩木 三徳	11 番 尾崎 久美子	12 番 西 好貴
13 番 吉崎 俊次	14 番 楠本 和弘	

2. 欠席委員

2 番 長島 辰巳	7 番 谷村 由紀美
-----------	------------

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

3 番 瀬川 常信 4 番 岩永 和美

第2 提出議案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第17号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に伴う意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第19号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第4号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和8年7月24日（金） 午後1時10分 開会

溝上係長	ただいまから令和8年7月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり楠本会長からご挨拶をお願いします。
楠本会長	<会長あいさつ>
溝上係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き楠本会長から報告をお願いします。
楠本会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
溝上係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
楠本会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「3番 瀬川委員」、「4番 岩永委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番 を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第15号の申請番号1番を朗読し説明する。） 今回の申請は、譲渡人が高齢で後継者がおらず、農地の管理が困難なことから譲渡を検討していたところ、経営規模拡大したい譲受人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第3条の申請をしています。 申請された農地については、水稻を作付けする予定で、周辺に影響が生じないよう十分に注意するとあり、地域に協力し進んで行動するとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
楠本会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 鬼木地区の担当委員である「3番 瀬川委員」をお願いします。
瀬川委員	はい、3番 瀬川です。事務局の説明にもあったのですが、譲渡の理由が高齢となっているが譲受人も譲渡人と同級生で同じ高齢で大丈夫かなと思いますが。担当地区の推進委員さんにも何か意見があれば発言してほしいです。

川平推進委員	瀬川委員が話されたとおり、どちらも高齢で後継者がいないのではないのでしょうか。
楠本会長	現在の状況を維持することが1番の目的かと思います。 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
楠本会長	それではお諮りします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
楠本会長	はい、それでは異議なしということで、議案第15号の申請番号1番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番から5番までは関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第15号の申請番号2番から5番までを朗読し説明する。) 今回の申請は、譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲渡人と思惑が一致したため、賃借権(永年)の設定による農地法第3条の申請をしています。 申請された農地については、野菜を作付けする予定で、従来どおり耕作するため周辺に影響を及ぼす恐れはなく、地域に協力し進んで行動するとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。 以上、ご審議方よろしく申し上げます。
楠本会長	それでは、私の方から補足説明をいたします。 申請人は今も伊万里で法人を経営しておられ、自宅は申請地のすぐ近くに住まれています。野菜を耕作予定とのことですので。ご審議方お願いします。
楠本会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
山口浩推進委員	申請番号5の農地ですが、地目田ですが利用は畑となるのですか。長らく耕作されてなかったような気がするのですが。
田中推進委員	長い間何も耕作されておらず耕作放棄地状態となっていて荒れていました。
楠本会長	今までは何も耕作されていなかったが今後は耕作され、適切な管理がされていくかと思います。

楠本会長 それではお諮りします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番から5番までは、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

楠本会長 はい、それでは異議なしということで、議案第15号の申請番号2番から5番までは、許可することにいたします。

続きまして**議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長 （別紙資料 議案第16号の申請番号1番を朗読し説明する。）

今回の申請ですが、集合住宅を建設するために申請されており、事業計画者は、後継者がいないことなどを理由に、農地を維持管理していくことが困難な状況となっており、今後、集合住宅へ変更して土地の活用を図っていくとしていることから検討した結果、3月に農用地除外申請が提出され、4月の総会でも審議したもので、今月、農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。

申請農地は、農地に接する道路に、上水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に小学校・中学校があることから、第3種農地と判断されるため、転用の許可は可能と判断しています。

被害防除計画ですが、最高0.2mの盛土を行い法面保護をして、防護柵を設ける予定です。

雨水は水路放流し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ接続することとなっています。

また、緑地や緩衝地を幅2.00m～4.5m程度設けることから、近隣農地への日照、通風等の被害は生じないと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

楠本会長 それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。折敷瀬地区の担当委員である「4番 岩永委員」をお願いします。

岩永委員 はい、4番 岩永です。近くには小学校があり通学路となっていることもあるので見晴らし等に気をつけてもらいたいと思います。ご審議方をお願いします。

楠本会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

川平推進委員	現状は作付けしてあるのですか。また申請地の横に道路がありますが、今後道路の拡幅の予定はないのですか。
溝上係長	現在、作付けはしておりません。
朝長局長	以前は県道でしたが、現在は町道となっています。今の時点では道路の拡幅予定はありません。岩永委員からも意見がありましたが、現在は登校時に建物がないので運転手からも横断者からもお互いに見える状況ですが、今回の申請で集合住宅が建つとなると見晴らしの点も含めて不安はあるので、道路側から一定の距離を離して建物を建てるなど設置計画をお願いしています。
楠本会長	それではお諮りします。議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
楠本会長	はい、それでは異議なしということで、議案第16号の申請番号1番は、許可することにいたします。 続きまして議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第16号の申請番号2番を朗読し説明する。) 今回の申請ですが、事業計画者が現在使用している駐車場が狭く複数に分散していることから、10tトラック5台、4tトラック3台などを1か所に集中して駐車したいため、転用申請が提出されたものです。 申請農地のうち〇〇番地は、昭和54年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから「第1種農地」と判断され原則転用ができない農地になりますが、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、転用の許可は可能と判断しています。 残り2筆の申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。 また、隣接する広い農地の間に水路がありますが、駐車場整備に伴い、周辺の農地に影響がないように旧道側へ移設するよう計画されており、建設課とも協議済となっています。 被害防除計画ですが、最高3.1mの盛土を行い、盛土高と同じ長さを緩衝地として設けることとしています。

溝上係長	雨水は自然流下により排水します。 以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願いします。
楠本会長	それでは、私の方から補足説明をいたします。 事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
楠本会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
楠本会長	それではお諮りします。議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
楠本会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 16 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第 17 号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 17 号について説明する。) 農用地の除外申請については、農林課で受付を行っており、今回は、令和 8 年 6 月 30 日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。 農用地除外の理由は、事業計画者が新たに事務所及び倉庫を建築するために申請されており、事業計画者は、事業拡大に伴い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、除外の申請をされています。 申請地は、農用地の指定を受けており、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、換地処分があることから第 1 種農地と判断され、原則転用はできませんが、例外規定のうち「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断されるため、転用許可が可能となります。 なお、農用地の除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされていますので問題ないものと思われます。 被害防除計画ですが、整地を行い、法面保護をすることから被害を及ぼす恐れはありません。雨水は水路放流し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ接続すること

溝上係長	となっています。また、建物の高さも 4m 程度に加減するため、近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われます。 以上、ご審議方よりしくお願いいたします。
楠本会長	それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 折敷瀬地区の担当委員である「4 番 岩永委員」お願いします。
岩永委員	はい、4 番 岩永です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
楠本会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
山口浩推進委員	地目は田ですよ。現況は土が盛ってあって水田のように思えないのですが。現況はどうなっていますか。
楠本会長	写真では全体に盛土がしてあるようにみえます。西側にある農地は草が生い茂っており耕作はされているようには見えません。
楠本会長	それではお諮りします。議案第 17 号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として回答することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」と呼ぶ者あり）
楠本会長	それでは議案第 17 号については「除外することに異議なし」として回答することにいたします。 続きまして、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第 18 号について読み上げて説明する。） 今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計 3 筆で、面積は、合計 5,715 m²となります。 利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他 2 名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。 期間はすべて令和 8 年 11 月 10 日からで、10 年間の令和 18 年 11 月 9 日までが 3 筆となっています。

溝上係長

(別紙資料 議案第19号について説明する。)

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計3筆で、面積は、合計5,715㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷の〇〇さん他2名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて令和8年11月10日からで、10年間の令和18年11月9日までが3筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

楠本会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

楠本会長

それではお諮りいたします。議案第18号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第19号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

楠本会長

異議なしということで、議案第18号及び議案第19号については、承認することといたします。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。**報告第4号「農地転用許可除外届（申告書）について」**、事務局からの説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 報告第4号を朗読し報告する。)

楠本会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会7月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。